

ミモザ湯河原 ご利用料金

前払金と月々の利用料金

	前払金 (非課税)	月額利用料（一人あたり）			
		家賃相当額 ^{※1} (非課税)	管理費 ^{※2}	食費 ^{※3} (30日喫食の場合)	月額利用料合計
個室	0円	99,000円	30,750円 (内,消費税750円)	61,980円 (内,消費税4,980円)	191,730円 (内,消費税5,730円)

- ※1 家賃相当額には共用設備を含みます。
- ※2 管理費は次の非課税対象と課税対象の合計金額となります。(居室内の電気使用料は別途実費負担となります)

管理費①	22,500円 (非課税)	共用設備費、エレベーター維持費、環境植栽整備費などの共有部分の維持管理費等
管理費②	8,250円 (内,消費税750円)	事務管理部門の人件費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人件費・事務費等

- ※3 食費は、食材費と厨房管理費（厨房業者への業務委託費、設備、備品代）の合計金額となります。
- 1食当たりの食費は以下の通りです。

	朝食	昼食（おやつ代含む）	夕食	おやつ
喫食時	518円 (内,消費税38円)	713円 (内,消費税53円)	770円 (内,消費税70円)	65円 (内,消費税5円)
欠食申出時 ^{※5}	281円 (内,消費税21円)	281円 (内,消費税21円)	281円 (内,消費税21円)	

※5 食事の提供の有無にかかわらず厨房管理費は発生しますので、喫食しない場合はこちらをお支払いいただきます。
また、提供前日の正午12時までに欠食の届出がなかった場合には、喫食時の料金を請求いたします。

- ※その他
- 自立又は要介護度未認定の方については、月額27,500円(内,消費税2,500円)の「自立者生活支援費」を別途申し受けます。
 - 介護用品(紙おむつ等)、居室内の電気使用料、電話代等は、別途実費をご負担いただきます。
 - 公的介護保険サービスご利用者は、自己負担割合に応じた利用料(非課税)が必要となります。

2025年10月1日改定

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	湯河原町(その他)
地域単価	10円

②基本料金(1日当たり)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要支援1	183	183 円	366 円	549 円	
要支援2	313	313 円	626 円	939 円	
要介護1	542	542 円	1,084 円	1,626 円	
要介護2	609	609 円	1,218 円	1,827 円	
要介護3	679	679 円	1,358 円	2,037 円	
要介護4	744	744 円	1,488 円	2,232 円	
要介護5	813	813 円	1,626 円	2,439 円	

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

事業所の加算については、重要事項説明書の「介護保険の加算報酬」を参照してください。